

農地法（昭和27年法律第22号）第41条第2項において準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年5月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積(m ²)
①	阿南市長生町舟付33番4	田	567.00
②	阿南市長生町ヲコキ28番1	田	1,228.00
③	阿南市長生町中久保26番1	田	1,830.00
④	阿南市長生町平久保52番1	田	1,138.00
⑤	阿南市長生町平久保54番3	田	56.00
⑥	阿南市長生町海部屋敷51番	畑	26.00
⑦	阿南市長生町海部屋敷52番	畑	49.00

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
水稻	令和8年9月1日	5年	122,350円

3 当該農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人徳島県農業開発公社 代表理事 丸谷 修一
徳島県徳島市北佐古一番町5番12号

4 当該農地の所有者等の情報

①②の農地 登記名義人 佐藤 義弘
③④⑤の農地 登記名義人 岡本 孝男
⑥⑦の農地 登記名義人 服部 安蔵

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに徳島地方法務局阿南支局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は徳島地方法務局阿南支局において、補償金の還付を受けることができる。